

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・希少野生動植物種保存地域の指定	自然環境課
・道路の区域変更（6件）	道路維持課
・道路の供用開始（3件）	〃
・公有水面埋立ての免許	港湾課
◎ 公 告	
・地籍調査の成果の認証	土地対策室
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（5件）	経営支援課
・土地改良区の定款変更の認可	農村整備課
・土地改良事業計画変更の認可	〃
・第52回採石業務管理者試験合格者	監理課
・測量の実施（2件）	建設企画課
・測量の終了	〃
・都市計画の図書の縦覧（2件）	都市政策課
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧	砂防課

## 告 示

### 長崎県告示第680号

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号）第51条第1項の規定により、希少野生動植物種保存地域を次のとおり指定する。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 希少野生動植物種の名称及び希少野生動植物種保存地域に含まれる土地の区域

希少野生動植物種の名称（種名 [科名]）	希少野生動植物種保存地域の指定区域
<両生類>	
ツシマサンショウウオ [サンショウウオ科]	対馬市

### 長崎県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道  
路線名 207号

## 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市白浜町3777番地先から 諫早市白浜町3782番1地先まで	前	44.3~49.1	25.7	
	後	45.0~49.6	25.7	

## 長崎県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 有喜本諫早停車場線

## 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市松里町313番1地先から 諫早市松里町313番1地先まで	前	17.9~53.1	187.1	
	後	17.9~53.1	187.1	

## 長崎県告示第683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 比田勝港線

## 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上対馬町西泊字横道162番5地先から 対馬市上対馬町西泊字横道162番5地先まで	前	9.8~10.0	5.6	
	後	10.0~11.0	5.6	

## 長崎県告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 比田勝港線

## 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上対馬町西泊字横道149番28地先から 対馬市上対馬町西泊字横道149番25地先まで	前	8.7~9.8	8.3	
	後	9.7~9.8	8.3	

**長崎県告示第685号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 比田勝港線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上対馬町西泊字横道149番24地先から 対馬市上対馬町西泊字横道149番21地先まで	前	8.5~9.5	8.0	
	後	9.5~9.5	8.0	

**長崎県告示第686号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 比田勝港線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上対馬町西泊字横道149番21地先から 対馬市上対馬町西泊字横道137番2地先まで	前	9.8~13.7	9.3	
	後	13.7~15.3	9.3	

**長崎県告示第687号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 比田勝港線	対馬市上対馬町西泊字横道162番5地先から 対馬市上対馬町西泊字横道137番2地先まで	令和5年11月7日

**長崎県告示第688号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	佐世保市有福町46番1地先から 佐世保市有福町49番2地先まで	令和5年11月7日

**長崎県告示第689号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐世保日野松浦線	松浦市志佐町稗木場免字下り1822番27地先から 松浦市志佐町稗木場免字下り1822番27地先まで	令和5年11月7日

**長崎県告示第690号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和5年11月7日

大島港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 埋立ての免許年月日  
令和5年10月27日
- 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所  
名 称 長崎県  
所在地 長崎市尾上町3番1号  
代表者の氏名 長崎県知事 大石 賢吾  
代表者の住所 長崎市尾上町3番1号
- 埋立区域  
ア 位置  
平戸市大島村神浦字三軒家374番に隣接する道に隣接する白地、及び同字373番から353番を経て347番2に隣接する道の地先公有水面  
イ 区域  
省略（縦覧図書のとおり）  
ウ 面積  
895.21平方メートル
- 埋立てに関する工事の施行区域  
ア 位置  
平戸市大島村神浦字三軒家374番に隣接する道に隣接する白地、及び同字374番から353番を経て345番1に隣接する道、及び道の地先公有水面  
イ 区域  
省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

10,295.32平方メートル

5 埋立地の用途

港湾施設用地

## 公 告

### 地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町における地籍調査の成果を認証した。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
五 島 市	H30年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 五島市 増田第一	令和5年10月25日
五 島 市	R3年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 五島市 小泊第一	令和5年10月25日

### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ゆめマート新大村

長崎県大村市植松三丁目160番12 仮換地13街区1画地

2 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明

広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(2) 大規模小売店舗の新設

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,192平方メートル

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

大村市長

(2) 意見書の内容

①児童をはじめとする歩行者等の安全確保及び周辺交通への影響への配慮について

当該店舗の周辺には通学路もあることから、児童をはじめとする歩行者等の安全確保について十分に配慮し、当該施設の開店後における交通量の増加に伴い、周辺の生活道路が迂回路として利用されること等も予測されるため、危険や不便が生じることがないように、複合的な要因を考慮し警察等の関係機関との協議も含め必要な措置を講じること。

②騒音及び廃棄物の管理について

冷暖房設備の室外機等の設置場所や荷さばき車両の搬入時間帯等については、騒音による周辺住環境への影響が最小限となるよう配慮すること。また、悪臭が生じたりすることがないように、廃棄物については適切に管理すること。

## ③街並みづくりへの配慮について

敷地内の緑化を推進するとともに、適切な照明設備の配置等により防犯対策を講じること。

## ④地域コミュニティ等への参画について

町内会や商店会等の商店街組織への加入、地域行事への協力等を検討し、地域コミュニティ等との良好な関係性の構築に努めること。

## 4 関係書類の縦覧

## (1) 縦覧期間

公告の日から1月間

## (2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、大村市産業振興部商工振興課

**大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）新大村駅前PJ

長崎県大村市植松三丁目160番地2の一部 外

## 2 届出の概要

## (1) 届出者の氏名又は名称及び住所

大和ハウス工業株式会社 代表取締役 芳井 敬一

大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号

## (2) 大規模小売店舗の新設

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,587平方メートル

## 3 意見書の概要

## (1) 意見書を提出した者

大村市長

## (2) 意見書の内容

## ①児童をはじめとする歩行者等の安全確保及び周辺交通への影響への配慮について

当該店舗の周辺には通学路もあることから、児童をはじめとする歩行者等の安全確保について十分に配慮し、当該施設の開店後における交通量の増加に伴い、周辺的生活道路が迂回路として利用されること等も予測されるため、危険や不便が生じることがないように、複合的な要因を考慮し警察等の関係機関との協議も含め必要な措置を講じること。

## ②騒音及び廃棄物の管理について

冷暖房設備の室外機等の設置場所や荷さばき車両の搬出入時間帯等については、騒音による周辺住環境への影響が最小限となるよう配慮すること。また、悪臭が生じたりすることがないように、廃棄物については適切に管理すること。

## ③街並みづくりへの配慮について

敷地内の緑化を推進するとともに、適切な照明設備の配置等により防犯対策を講じること。

## ④地域コミュニティ等への参画について

町内会や商店会等の商店街組織への加入、地域行事への協力等を検討し、地域コミュニティ等との良好な関係性の構築に努めること。

## 4 関係書類の縦覧

## (1) 縦覧期間

公告の日から1月間

## (2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、大村市産業振興部商工振興課

**大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ララプレイス愛宕  
長崎県長崎市愛宕4丁目18番20号
- 2 届出の概要
  - ①大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名に関する届出事項の変更
  - ②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
長崎市長 鈴木 史朗
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧場所  
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市商工部商工振興課

**大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ララなめし  
長崎県長崎市滑石2丁目9番26号
- 2 届出の概要
  - ①大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名に関する届出事項の変更
  - ②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
長崎市長 鈴木 史朗
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧場所  
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市商工部商工振興課

**大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条



第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ミスターマックス時津ショッピングセンター  
長崎県西彼杵郡時津町左底郷字坂口1832-1 外3筆
- 2 届出の概要  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
時津町長 吉田 義徳
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧場所  
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び時津町産業振興課

#### 土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和5年9月30日総会議決）を認可した。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 小迎土地改良区  
認可年月日 令和5年10月27日

#### 土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 小迎土地改良区  
認可年月日 令和5年10月27日

#### 第52回採石業務管理者試験合格者（公告）

令和5年10月13日に実施した標記試験に合格した者の受験番号は下記のとおりであったので公告する。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 合格者受験番号  
2番、4番、6番、12番

以上 4名

#### 測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、五島振興局長から公共測量（基準点測量、用地測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間



地 域	期 間
五島市岐宿町	令和5年11月13日から 令和6年3月20日まで

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎市長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市 尾上町	令和5年11月13日から 令和6年2月15日まで

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
東彼杵郡波佐見町野々川郷	令和5年10月20日

**都市計画の図書の縦覧（公告）**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称  
長崎都市計画下水道（長与公共下水道）の変更（長与町決定）
- 2 縦覧場所  
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

**都市計画の図書の縦覧（公告）**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称  
大島都市計画臨港地区（肥前大島港臨港地区）（西海市決定）
- 2 縦覧場所  
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県北振興局

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和5年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧期間 令和5年11月9日から令和5年11月22日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 県北振興局建設部砂防防災課、県北振興局田平土木維持管理事務所、平戸市建設課、平戸市中部出張所、平戸市南部出張所、平戸市生月支所、平戸市館浦出張所
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
  - (1) 平戸市
    - 急傾斜地の崩壊及び土石流
- 4 意見書の提出
  - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。  
 なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
  - (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
  - (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき平戸市長に意見聴取を求める際に添付する。
  - (4) 提出先
    - 〒857-8502 佐世保市木場田町3-25
    - 県北振興局建設部砂防防災課

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
二二  
一一  
四一

印刷所  
印刷人

長崎県  
長崎市  
権島町  
八番十二号

株式会社  
寺ク  
田ク  
宏  
弥ト  
プリン